

令和8年度 石綿による健康障害防止対策に関する説明会 ～全国労働衛生週間について～

令和8年8月



労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

浦河労働基準監督署
監督・安衛課長

1 第77回 全国労働衛生週間

スローガン

『ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場』

準備期間（9月1日から30日まで）に実施する事項

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組

事業者の皆さまへ

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



2 全国労働衛生週間準備期間に実施する事項

職場におけるメンタルヘルス対策【精神疾患に係る労災の発生状況】

業務災害に係る精神障害の労災補償状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
精神障害の 請求件数 ※1	2346件	2683件	3575件	3780件	4958件
精神障害の 決定件数 ※2	1953件	1986件	2583件	3496件	3839件
支給決定件数 【認定率】 ※3	629件 【32.2%】	710件 【35.8%】	883件 【34.2%】	1056件 【30.2%】	1082件 【28.2%】

※1 請求件数は、当該年度中の労災保険給付の請求件数であるが、必ずしも同年度中に決定（支給・不支給）されているものではない。

※2 決定件数は、当該年度中の支給・不支給決定件数の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。

※3 認定率は、決定件数に占める支給決定件数の割合である。

出典：労災支給決定件数は令和7年度「過労死等の労災補償状況」を基に加工

請求件数及び支給決定
件数ともに増加傾向



職場におけるメンタルヘルス対策が必要

2 全国労働衛生週間準備期間に実施する事項

職場におけるメンタルヘルス対策【ストレスチェックの**全事業場義務化**へ】

50人未満の事業場の
負担等に配慮し、
施行までの十分な
準備期間を確保
※令和10年4月1日
から施行

	50人以上の事業場 産業医選任（義務）	50人未満の事業場
ストレスチェック	産業医又は外部委託 外部委託の場合、1人当たり数百円から千円程度（※）	①労働者のプライバシー保護の観点から、原則、外部委託を推奨 外部委託 1人当たり 数百円から千円程度 （※）
医師の面接指導	産業医又は外部委託 外部委託の場合、高ストレス者1人当たり2万円程度（※）	②全国350の地域産業保健センターの体制を強化、登録産業医が面接指導を 無料で実施
監督署への報告	実施結果の報告義務	③監督署への報告義務は課さない

（※）厚生労働省が、ストレスチェック関連サービスを提供する健診機関等の外部機関を対象に実施したアンケート調査結果（令和6年）

2 全国労働衛生週間準備期間に実施する事項

職場におけるメンタルヘルス対策【ストレスチェックの導入について】

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！



ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

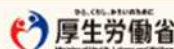
2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。



ストレスは見えませんが、
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査(ストレスチェック)を実施し、本人のストレスへの気づき・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。
(令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの概要版(スタートガイド)もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：(全国統一ナビダイヤル)

0570-031050

受付時間：平日10:00～17:00
(土日祝日、年末年始は除く)

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など)を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



2 全国労働衛生週間準備期間に実施する事項

個人事業主等の安全衛生対策の推進

混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

(背景)

建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨と判断された。このことを踏まえ、**個人事業主**自身の措置、**注文者**による措置のあり方について改正された。

(改正内容)

①個人事業主自身が講ずべき措置

- ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械の使用禁止
- ・ 危険・有害業務に就く際の安全衛生教育の実施

②注文者が講ずべき措置

- ・ **注文者**が実施する統括管理、**機械等貸与者**及び**建築物等貸与者**の講ずべき措置の対象に個人事業者等が含まれることを明確化。

2 全国労働衛生週間準備期間に実施する事項

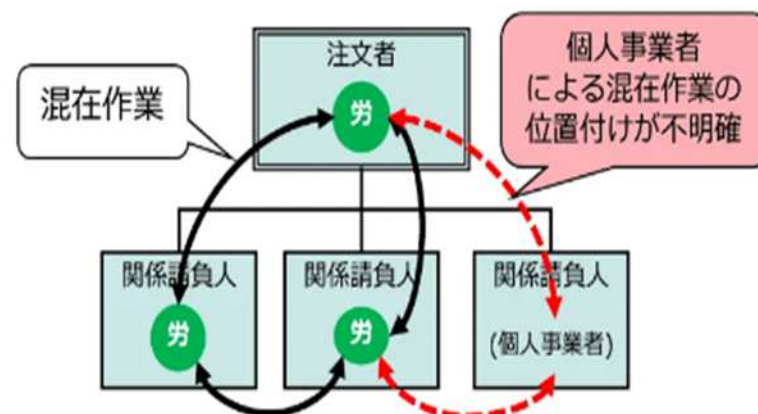
個人事業主等の安全衛生対策の推進のイメージ

安衛法第30条

以前は労働者のみだった

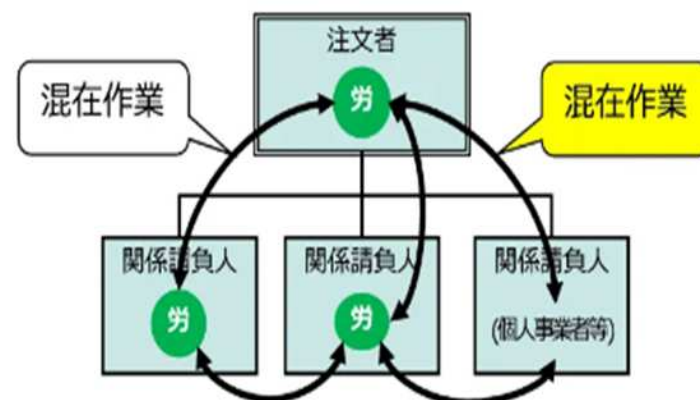
特定元方事業者は、その労働者である**作業従事者**（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

「現行」



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

「見直し後」



用語解説

- 特定元方・・・建設業における元請
- 注文者・・・仕事を他人に請け負わせるもの
- 個人事業者とは・・・事業を行う者で労働者を使用しないもの（一人親方等）

2 全国労働衛生週間準備期間に実施する事項

個人事業主等の安全衛生対策の推進のイメージ

注文者や貸与者は以下の点に留意

- 機械災害防止のため機械等貸与者に点検整備や書面交付を義務付けている対象機械に、**フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー**を追加（安衛令第10条）
- 避難用出入口や警報設備の有効保持、建築物貸与者の対象建築物を事務所又は工場に限っていたものを、事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物の共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持を追加（安衛令第11条）
- 就業場所や作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合に申告して是正措置をとるように求める制度に個人事業者等を追加（法第97条）

2 全国労働衛生週間準備期間に実施する事項

説明会終了後のアンケートについて

アンケートは参加者の出欠確認を兼ねるため、案内文に記載されたID（アルファベット1文字と2桁の数字）を回答してください。IDがわからない場合は会社名を回答してください。

今回の説明内容も含め、御質問・不明点等があれば、

浦河労働基準監督署 監督・安衛課（TEL：0146－22－2113）

までお問い合わせください。



労働基準局
広報キャラクター たしかめたん